○海上保安庁告示第六十四号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第五条第三項並びに第十一条第一項及び第二項の規定に基づき、係留施設の使用に関する私設信号（平成七年海上保安庁告示第三十四号）等の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十九日

海上保安庁長官　北村　隆志

第一　係留施設の使用に関する私設信号の一部を次のように改正する。

別表4和歌山下津港の表中「住友金属ＬＰＧ専用桟橋」を「新日鐵住金ＬＰＧ専用桟橋」に、「住友金属係船岸壁A」を「新日鐵住金係船岸壁A」に、「住友金属係船岸壁B」を「新日鐵住金係船岸壁B」に、「住友金属係船岸壁C」を「新日鐵住金係船岸壁C」に、「住友金属係船岸壁D」を「新日鐵住金係船岸壁D」に、「住友金属係船岸壁E」を「新日鐵住金係船岸壁E」に、「住友金属係船岸壁F」を「新日鐵住金係船岸壁F」に、「住友金属係船岸壁G」を「新日鐵住金係船岸壁G」に、「住友金属第一内港」を「新日鐵住金第一内港」に、「住友金属第二内港」を「新日鐵住金第二内港」に、「住友金属工業和歌山製鉄所の係留施設」を「新日鐵住金和歌山製鐵所の係留施設」に、「和歌山北港住友金属工業信号所」を「和歌山北港新日鐵住金信号所」に、「和歌山北港住友金属工業信号柱」を「和歌山北港新日鐵住金信号柱」に改め、別表5姫路港の表中「新日本製鐵広畑製鐵所」を「新日鐵住金広畑製鐵所」に、「新日本製鐵広畑信号所電光標示板」を「新日鐵住金広畑信号所電光標示板」に改める。

第二　港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するための進路を表示する信号（平成七年海上保安庁告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表5鹿島港の表2代・C・Zの項中「住友金属工業原料岸壁東端」を「236度30分250メートルの地点」に、「住友金属工業製品岸壁南端」を「鹿島中央信号所から35度890メートルの地点」に改め、別表13関門港の表小倉区の部2代・Rの項中「新日鉄化学戸畑1号桟橋」を「新日鉄住金化学（株）戸畑1号岸壁」に改め、同部2代・R・Sの項中「新日鉄高炉セメント」を「日鉄住金高炉セメント」に、「新日鉄化学製品払出岸壁」を「新日鉄住金化学（株）製品払出岸壁」に改める。

第三　港則法施行規則第十一条第1項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号（平成二十二年海上保安庁告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二鹿島の項中「住友金属工業原料岸壁東端」を「236度30分250メートルの地点」に、「住友金属工業製品岸壁南端」を「鹿島中央信号所から35度890メートルの地点」に改め、同表関門小倉区の項中「新日鉄化学戸畑1号桟橋」を「新日鉄住金化学（株）戸畑1号岸壁」に、「新日鉄高炉セメント」を「日鉄住金高炉セメント」に、「新日鉄化学製品払出岸壁」を「新日鉄住金化学（株）製品払出岸壁」に改める。

○環境省告示第二十五号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十九日

環境大臣　石原　伸晃

一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等並びに土壌等の除染等の措置の内容

所在地	土地等	土壌等の除染等の措置の内容
福島県相馬郡飯舘村臼石字町百四十八―一	宅地	堆積物の除去、除草及び表土の除去並びに被覆
福島県相馬郡飯舘村二枚橋字町百八十二―一	畑	表土の削り取り及び客土
福島県相馬郡飯舘村二枚橋字町百八十四	畑	表土の削り取り及び客土
福島県相馬郡飯舘村二枚橋字町百八十五	宅地	屋根　堆積物の除去及び拭き取り 外壁　拭き取り 雨どい（軒どい）　堆積物の除去及び拭き取り 雨どい（竪どい）　高圧水洗浄 庭等（未舗装面の土壌）　堆積物の除去、除草並びに表土の除去及び被覆 庭等（未舗装面の芝地）　堆積物の除去、除草、芝刈り及び芝の深刈り 庭等（未舗装面の砂利・砕石）　砂利・砕石の除去及び被覆 庭等（舗装面）　堆積物の除去及び高圧水洗浄 庭等（植栽）　堆積物の除去、除草、樹木の根元付近の表土の除去及び被覆並びに常緑樹の剪定

二　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町一―三十五　福島キャピタルフロントビル七階　環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所放射能汚染対策課 電話番号　〇二四（五七二）七四〇〇

三　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十五年六月

四　意見書の提出　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表中欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第二号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、第一号の表の下欄に掲げる土壌等の除染等の措置の内容その他の事項についての意見書を提出することができる。

五　関係人のみなし同意　前号に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から異議がある旨の同号の意見書の提出がなかったときは、第一号の表に係る土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

○環境省告示第二十六号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十九日

環境大臣　石原　伸晃